

とうのしょうまち 農業委員会だより



令和3年9月 第10号

編集・発行 / 東庄町農業委員会 ☎86-6079



▲東城・神代支区環境資源保全会の農地保全活動

農地を支える地域の活動

東城・神代支区環境資源保全会は、令和2年度に設立された団体で、構成員である地域の皆様が協力して、草刈や道路・農用水路のゴミ拾い等を行い、良質な米の生産地である干潟八万石といわれる肥沃な耕地を守っています。東庄町には東城・神代支区の他にも8つの保全会があり、各地区で活動しております。

農地を支える地域の活動により今年も順調に収穫の時期を迎えることができました。



東城・神代支区環境資源保全会
ホームページのご案内



<https://toujin-kankyou-hozen.jimdofree.com/>

『人・農地プラン』

実質化に向けた地域の話合いを

会長 上代 金治

私ども、第23期農業委員・農地利
用最適化推進委員の任期も残すところ
わずかとなりました。新型コロナウイルス
ウィルス感染症の収束が見えない中
ではございますが、極力情報共有で
きる場を設け、試行錯誤しながら、
活動しております。

特に、農地利用の最適化に向けた
活動施策として「人・農地プラン」
の策定支援を町と連携して進めてお
ります。

町では神代地区、笹川地区、橘地
地区、東城地区の4地区の「人・農
地プラン」を策定しております。「人・
農地プラン」とは、地域の農地の将
来の方向性について、地域ごとに話
し合いをして決めていくというもの
になります。令和元年度から、既
存のプランをより実質化したプラン
となるよう一つのプランを集落単位
に絞るなど、大きな範囲を細分化し
て地域の徹底した話し合いができる
ようプランの地区の見直しを進めて
いるところでございます。これに



より、地域の担い手農家数や担い手
が引き受ける意向のある面積を明確
にして、担い手、地権者が地域の現
状、将来を認識していくことができ
ます。

農業委員会といたしましても、地
域の皆様が、これまで営々と築き上
げてこられた農業・農地を、次世代
にしっかりと引き継いでいくために
積極的に地域の話し合いに参加し、
コーディネーター役を務めてまいり
たいと考えております。
農家の皆様におかれましては、東
庄町の農業の発展のため、より一層
のご指導、ご鞭撻の程、お願い申し
上げます。

地域の農業をどのように守っていくかをテーマに6月27日、ふれあい公園交流センターにおいて、大久保・舟戸・東和田・神田・稲荷入・小貝野地区の集落座談会を開催しました。

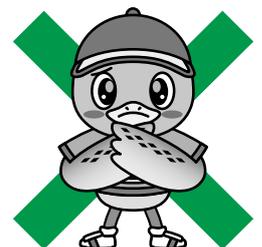
やめよう！農地の違反転用

★手続きをせずに無断で農地転用すると？

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。
また、農地に復元するには相当の費用と時間がかかります。
なお、農業用施設を設置する際にも、許可や届出が必要になります。
設置の際はご相談ください。

★違反転用には厳しい措置が…

無断で農地転用すると、**3年以下の懲役または300万円以下の罰金**の適用を受ける場合があります。



農地に係る手続きについて

■農地の権利移動（農地法第3条）

農地の売買、贈与、賃借などの権利設定には農地法に基づく農業委員会の許可が必要です。
なお、農地の売買、賃借には、農業経営基盤強化促進法による方法があります。

■農地転用（農地法第4条・第5条）

農地を住宅、資材置場、駐車場などの用途に変更（農地転用）するには、用途変更を行う前に県知事の許可が必要です。

※農地転用の申請手続きについては、農業委員会に事前にご相談ください。

農業委員会に申請書を提出すると、農業委員会が書類の審査並びに現地調査を行います。

その後、定例総会に諮り県に申達いたします。

■相続等により農地を取得した場合の届出（農地法第3条の3）

相続または時効取得などにより農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会へ届出が必要です。

農地の売買・転用等の申請受付締切日

農業委員会総会開催日	申請受付締切日
令和3年10月5日(火)	令和3年9月17日(金)
令和3年11月5日(金)	令和3年10月20日(水)
令和3年12月3日(金)	令和3年11月19日(金)
令和4年1月6日(木)	令和3年12月20日(月)
令和4年2月8日(火)	令和4年1月20日(木)
令和4年3月4日(金)	令和4年2月18日(金)



農地転用現地調査

遊休農地の 利用意向調査の実施について

農業委員、推進委員が10月～11月頃に 該当する農地の所有者の家へ伺います。

農業委員会では、農地法に基づき、農地の利用状況と実態を把握し、遊休化している農地の解消と有効利用を図ることを目的に、毎年、現地調査を実施しております。調査の結果、遊休化している農地と判断したものについては、農地の所有者に対して今後どのようにするのか利用の意向を調査いたします。

※耕作が放棄され荒廃が進んだ農地は、害虫の発生などにより周辺の農地に悪影響を及ぼすこともあります。労働力不足等により農地の保全管理が困難になった場合は耕作放棄地化する前に農業委員会に相談してください。

農地を貸したい方は 御相談ください

農地を必要とする方に貸し付ける農地を探しています。貸し付けたい農地がある場合は、お問い合わせください。出し手と受け手の間に立って、(公社)千葉県園芸協会が農地の貸し借りをを行います。

詳細は東庄町まちづくり課農政係(電話0478-86-6076)または、※(公社)千葉県園芸協会農地部(電話043-223-3011)までお問い合わせください。

※(公社)千葉県園芸協会は、千葉県から農地中間管理機構に指定されています。



知って得する農業者年金

農業者年金で生活の安定を考えませんか？

農業者年金で安心・豊かな老後を！
～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～



メリット
1
女性に優しい

- 奥様も単独で入れます。
- 女性農業者の長い老後をしっかりとサポートします！
- 女性農業者の老後の安心は自分で確保
- 家族経営協定で保険料補助**も

メリット
2
若年層には手厚い政策支援 (保険料補助)

- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- 39歳までに加入
 - 農業所得が900万円以下
 - 認定農業者で青色申告者等を満たせば受けられます

メリット
3
税制面で大きな優遇

- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります



- ◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。 国民年金 + 農業者年金
- ◎こんな方が加入できます。①国民年金第1号被保険者 ②年間60日以上農業に従事 ③20歳以上60歳未満の方
- ◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。
(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)
- ◎保険料はいつでも変更できます。月々2万円から6万7千円まで
- ◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、大きな節税効果。
- ◎政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。



例：認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円（5割）補助

農業者年金に加入すれば～農業者年金の受給額（年額）の試算（保険料月2万円の場合）

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	77万円	55万円	22万円
		女性		64万円		64万円	46万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	39万円	12万円
		女性		42万円		42万円	33万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	39万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		33万円		33万円	28万円	5万円

※上のケースは、保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和3年度は、0.25%です。（各金額は単位未満を四捨五入により表示しているため、内訳数字との合計が一致していません。）

お問い合わせご相談は、東庄町農業委員会事務局まで

〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131
TEL 0478-86-6079 / FAX 0478-86-4051